

京都市告示第 197 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 9 月 11 日

京都市長 梶 本 頼 兼

道路の種類 府 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
京都八幡木津 自転車道線	西京区桂上野今井町124番地の16地先 から	旧	メートル 71.40	メートル 3.30 ~ 4.60
	同町125番地地先まで	新	71.40	5.28 ~ 7.84

(建設局道路部道路明示課)